

及び管理の確保が図られるように努めるものとする。
(土地の取引に関する措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、円滑な土地の取引に資するため、不動産市場の整備に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正な地価の形成に資するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(社会資本の整備に関する利益に応じた適切な負担)

第十五条 国及び地方公共団体は、社会資本の整備に関する施設を踏まえ、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に関する措置を講ずるものとす

(税制上の措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、土地についての基礎理念にのっとり、土地に関する施策を踏まえ、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に関し、適正な税制上の措置を講ずるものとす

(公的土地評価の適正化等)

第十七条 国は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価について相互の均衡と適正化が図られるように努めるものとする。

(調査の実施等)

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の内滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等の土地動向等に關し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

(施策の整合性の確保及び行政組織の整備等)
第十八条 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等に關し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

2 (施策の整合性の確保及び行政組織の整備等)
第十九条 国及び地方公共団体は、土地に關する施策を講ずるにつき、相協力し、その整合性を確保するように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

第二十条 国は、地方公共団体が実施する土地に関する施設を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十一条 政府は、土地についての基礎理念にのっとり、前章に定める土地の利用及び管理、土地の取引、土地の調査並びに土地に関する情報の提供に関する基本的な施設その他の土地に関する基本的な方針

て関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 関係行政機関の長は、土地に関する総合的な施設に関する事項でその所掌に係るものの及び国土の利用に関する基本的な事項でそ

の所掌に係るものについて国土審議会の意見を聴くことができる。

附則 第三章 土地に関する基本的な方針

2 国及び地方公共団体は、公布の日から施行する。

3 この法律は、公表の日から施行する。

1 この法律は、平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄

1 (施行期日) 公布の日

1 (施行期日) 平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄

附則 (令和二年三月三一日法律第一二二号) 抄

1 (施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条の規定 公布の日